

# 三重短期大学生生活科学研究会規則

(名 称)

第1条 本会は三重短期大学生生活科学研究会と称する。

(事務所)

第2条 本会は事務所を見え短期大学生生活科学科内に置く。

(目 的)

第3条 本会は会員の協力を以て、生活科学に関する研究を促進することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 機関紙「紀要」の刊行
2. 研究会および講演会の開催
3. 関係学会および研究会との連絡並びに研究成果の交換
4. その他理事会において適当と認められた事業

(会 員)

第5条 1. 本会は次の者で組織する。

- |      |                                    |
|------|------------------------------------|
| 教員会員 | 本学生活科学科の専任教員                       |
| 学生会員 | 本学生活科学科の学生                         |
| 名誉会員 | 本学名誉教授および本学生活科学科の教員並びに研究会の発展に寄与した者 |
| 特別会員 | その他理事会において適当と認められた者                |

2. 会員の入・脱会は理事会の議による。

(会 費)

第6条 会員は理事会の定めた会費を納入する。ただし、名誉会員はこの限りではない。一旦納入した会費は返却しないものとする。

(機関紙)

第7条 会員には本会で刊行する機関紙を配布する。

(著作権)

第8条 機関紙の著作権は本会に帰属する。

(役 員)

第9条 本会には次の役員をおく。

1. 会長1名 理事会の中から互選する。
2. 理事 本会の教員会員をもってこれにあてる。

(運 営)

第10条 1. 理事会は本会の運営を行う。  
2. 毎年一回本会の会計に関する報告を行う。

(改 正)

第11条 本会則の改正は理事会において理事の2/3以上の賛成を行う。

附 則 本会則は、昭和50年6月1日より施工する。

附 則 本会則は、昭和63年1月21日より施工する。

附 則 本会則は、昭和3年4月1日より施工する。

附 則 本会則は、昭和16年2月19日より施工する。

編集委員 : 今 井 正 次

(本会への通信・照会・交換等は下記の発行所にご連絡下さい。)

平成20年3月20日 発行

紀 要 (非売品)

No. 56

発行人 宇城 哲至  
発行所 三重短期大学生生活科学研究会  
〒514-0112 津市一身田中野157  
TEL<059>232-4430  
FAX<059>232-9647

印刷所 ㈱サカ印刷  
津市美里町家所4586-1  
TEL<059>279-3730 (代)  
FAX<059>279-3759